

福岡県建築基準法施行条例（昭和46年福岡県条例第29号）

新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正後（令和8年6月30日改正）	改正前
<p>（自動車修理工場の防火区画）</p> <p>第18条 建築物の一部を自動車修理工場の用途に供する場合においては、施行令第112条第18項で定める場合を除き、その作業場部分とその他の部分とを準耐火構造とした壁若しくは仕上げを不燃材料でし、かつ、下地を不燃材料で<u>造ること</u> <u>その他これに準ずる措置が講じられた壁</u> 又は法第2条第9の2ロに規定する防火設備で区画しなければならない。</p>	<p>（自動車修理工場の防火区画）</p> <p>第18条 建築物の一部を自動車修理工場の用途に供する場合においては、施行令第112条第18項で定める場合を除き、その作業場部分とその他の部分とを準耐火構造とした壁若しくは仕上げを不燃材料でし、かつ、下地を不燃材料で<u>造つた壁</u> 又は法第2条第9の2ロに規定する防火設備で区画しなければならない。</p>